

## 今回もプレミアム率は30% 令和5年度 草加市プレミアム付商品券

購入申込の受付を開始

問産業振興課 ☎922-3073 ㊟922-3406

市内の消費需要を喚起し、商工業及び地域経済の活性化を図るため、昨年度に引き続き、プレミアム率が30%のプレミアム付商品券を発行・販売します。購入申込数が発行数を上回った場合は、市内在住者を優先に抽選で決定します。

### ■商品券概要

1冊1万3000円分の商品券を1万円で販売（1人3冊まで）

- ・すべての取扱店で使用可能な共通券1000円券×7枚
- ・大型店（一部を除く）以外で使用可能な専用券500円券×12枚

■購入申込期間 6月23日(金)～7月20日(木)（必着）

■発行部数 10万冊

■申込方法（いずれかの方法で1人1回）

①インターネット

購入申込フォーム（QRコード）より申し込み

②はがき

7月上旬に全戸配布する商品券事業PR冊子内の応募はがきに記入し郵送



▲申込フォーム

### 商品券に関する問合せ

令和5年度草加市プレミアム付商品券事業実行委員会(草加市商店連合事業協同組合内)へ。

☎928-8121  
(平日午前10時～午後4時)

## 市営住宅の入居者を募集

問資産活用課 ☎922-1798 ㊟924-3739

市営住宅の入居者を募集します。詳細は7月3日(月)から資産活用課、総合案内及びサービスセンターで配布する募集案内（市ホームページからも入手可）を確認を。

■対象者 以下の①～⑥を満たす世帯。

- ①世帯全員の収入総額が月額15万8000円以下で、市税等を滞納していない、市内に1年以上住所を有する人。外国人にあっては住民基本台帳に記録され、在留資格が永住者の人。
- ②現に住宅に困窮していることが明らか。
- ③暴力団員でない。
- ④【2人以上の世帯向け住戸希望者のみ】現に同居し、または同居しようとする親族がいる
- ⑤【単身世帯向け住戸希望者のみ】高年者、障がい者、離職退去者、生活保護受給者等の単身世帯
- ⑥【借上市営住宅希望者のみ】母子・父子世帯、高年者世帯、障がい者世帯等の条件を満たす世帯

㊟7月3日(月)～21日(金)に申請書類を資産活用課へ。

## 7月16日 日曜窓口を休止

システムメンテナンスのため、日曜窓口を休止します。

なお、出生届、婚姻届等の戸籍に関する届出は、市役所警備員室（本庁舎1階北側出入口横）で受け付けます。

### 休止する窓口

市民課（マイナンバーカード窓口、パスポート交付窓口を含む）、納税課、保険年金課、後期高齢者・重心医療室、子育て支援課。

問市民課 ☎922-1536 ㊟920-1501

納税課 ☎922-1098 ㊟920-1502

保険年金課 ☎922-1592 ㊟922-3178

後期高齢者・重心医療室 ☎922-1367 ㊟922-3178

子育て支援課 ☎922-1476 ㊟922-3274

○PM2.5(単位:マイクログラム/m<sup>3</sup>) 最大値26.6/最小値0.1未満（花栗中学校内）

### 市民の皆様へ



この度の台風2号の影響による大雨によって被害を受けられた方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

草加市における6月12日現在までの被害状況は、床上浸水62件、床下浸水162件でございます。このような多数の被害が生じる大雨であったことから、埼玉県から災害救助法の適用を受けることが決まりました。

罹災証明書の交付をはじめとして、諸々の手続きや片付け、消毒等の支援について、本紙にてご案内させて頂いております。分かりづらいことやご不安なことに対して被災者なんでも相談窓口を開設

いたしましたので、お気軽にお問い合わせ下さいませよう、お願いいたします。

草加は地形上、水害にみまわれてきた歴史があり、国、県とも連携した様々な対策によってその被害が軽減されてきました。しかし今回の台風2号の影響による大雨に、大きな不安を感じられた市民の皆様も多くいらっしゃったことと思います。

被災された方々からお聞きしたお声を含め全ての経験を教訓とし、出来る限りの対策と共に、市民の皆様のお心に寄り添った対応をするよう、職員と一丸となり取り組んでまいります。



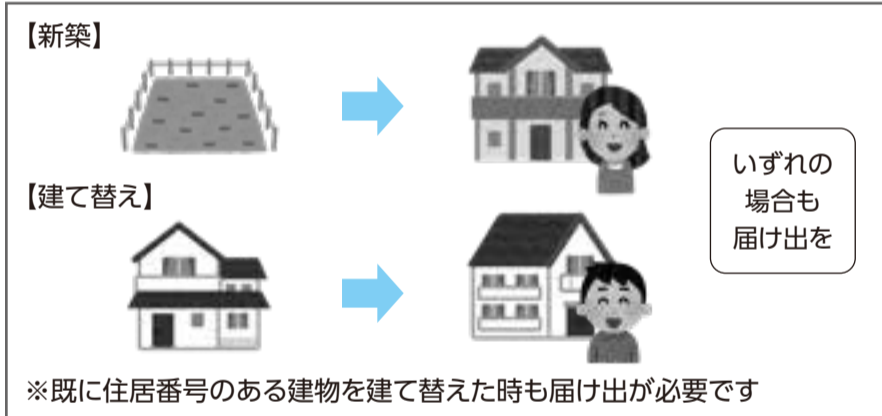
## 住居表示区域内

## 新築・建て替え時には住居表示の届け出を

問建築安全課 ☎922-1949 ㊟922-3148

建物の建て替えの場合にも届け出を（住居表示区域内）

住居表示区域内（長栄・新栄・清門を除く「〇丁目」と表示する区域）で、建物を新築または建て替えた場合は、条例の規定により住居番号を取得するために届け出が必要です。届け出後に住居表示板と住居番号の通知書を交付します。



### 不都合がある場合 住居番号は変更できません

住居表示区域内で近隣住宅と同じ住居番号となっていることで不都合が生じている場合は、住居番号の変更や枝番号の使用ができません。ただし、すでに近隣住宅で使用しているものと同じ住居番号に変更することはできません。住居番号の変更に伴う登記手続きや公的証明書等の記載内容変更に必要な諸費用は個人負担となります。

## 不正取得による権利侵害を防ぐ 住民票等の本人通知登録を

問市民課 ☎922-1526 ㊟920-1501

第三者からの請求で本籍入りの住民票等を交付した場合に、住民票等に記載されている本人に交付事実を通知する「本人通知制度」を実施しています。市の住民基本台帳、市が編製した戸籍、戸籍の附票に記載されている人が対象です。

### ■登録方法

- ①本人確認が出来る書類（運転免許証・保険証等）を持参し市民課または各サービスセンターへ。本人以外による申し込みは同世帯の家族でも委任状が必要です。
- ②市ホームページから申込書入手し必要事項を記入の上、本人確認が出来る書類（同上）のコピーを同封し、〒340-8550市民課へ郵送。